

資 料 提 供	
令和8年7月31日	
管 理 (担当者)	鳥取県住宅供給公社 中部事務所（金高）
電 話	0858-26-8500

県営住宅の随時募集について（県中部）

県営住宅は、公営住宅法に基づき鳥取県が整備し管理する低所得者向けの賃貸住宅です。入居者の募集は毎月初日から5日間を募集期間として行っておりますが、下記の募集住戸については、入居者が決定するまで随時募集を行います。

記

- 1 募 集 期 間 令和8年8月3日（月）～募集住戸の入居者が決定するまで
（午前9時～正午、午後1時～午後5時）（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）
※募集住戸に申し込みがあった場合は、募集を締め切ります。
- 2 受 付 窓 口 鳥取県住宅供給公社 中部事務所
（倉吉市上井町一丁目13番地 牧本ビル1階 電話0858-26-8500）
- 3 入居可能日 窓口にてご相談ください
- 4 募 集 住 宅 3戸

団地名称	所在地	建設年度	構造	階数	部屋番号	間取り	入居時家賃（円）	摘要
河北団地	倉吉市福庭町1丁目13	昭和56年 (R4改善)	中層耐火 4階建	1階	2棟 102号	1DK	17,300 ～ 34,000	随時募集 車いす用住宅 ※エレベーター付
上井団地	倉吉市小田652	平成11年	中層耐火 3階建	3階	11棟 3-301号	4DK	24,500 ～ 48,200	随時募集 多子・多人数世帯
和田団地	倉吉市馬場町 102-3	昭和52年 (H22改善)	中層耐火 4階建	1階	2棟 101号	4DK	24,900 ～ 48,800	随時募集 多子・多人数世帯 ※エレベーター付 ＊1

（注1）車いす用住宅は、入居者または同居親族が「車いす使用身体障がい者」である場合を対象とします。

なお、入居後に車いす使用身体障がい者が居住しなくなった場合は、住宅を明け渡していただくことになります。（引き続き県営住宅への入居を希望する場合は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第4条第1項第7号による特定入居が可能です。）

「車いす使用身体障がい者」とは、次に掲げる者のうち常に車いすの使用を必要とするものをいいます。

- （1）障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障がい者で、その障がいの程度が身体障がい者福祉法施行規則（昭和45年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかの認定を受け、身体障害者手帳を所持している者。
- （2）身体障害者手帳の交付を申請している者。
- （3）戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症程度まで又は同法別表第1号表の3の第1款症程度のもの。

（注2）多子・多人数世帯は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が3人以上の世帯、世帯人員5人以上の世帯が対象となります。

（注3）＊1の棟（の一部）は、土砂災害警戒区域（イエロー区域）の指定区域内に位置しています。イエロー区域とは崖崩れや土石流等の災害が発生した場合、土砂等が到達し被害が生じるおそれがあると認められる区域です。倉吉市が作成しているハザードマップなどを活用し、防災情報を収集するなど「日ごろからの備え」を心がけ、いざとなったら「早めの避難」を呼びかけている団地ですので、その旨をご承知の上でご応募下さい。

（注4）エレベーター付住宅では、エレベーターの電気使用料金を入居者の方全員で負担していただきます。

（注5）改善とは、建物の骨組み以外の部分を総合的に改修することです。新築や、建て替えた住宅ではありません。

（注6）入居募集中の住戸は新築ではありません。募集に際し、必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による部分的な傷みや汚れ、色あせが生じている場合があることをご承知の上でご応募下さい。

（注7）県では、計画的に団地住棟、住戸単位で修繕を行っていますので、工事の際にはご協力をお願いしています。

■詳しくは、鳥取県住宅供給公社中部事務所（電話0858-26-8500）までお問合せ下さい。